


テールゲートリフター操作業務特別教育

労働安全衛生規則の改正により、荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作業務が労働安全衛生法に基づく特別教育の対象となりました。

令和6年2月1日施行日以降は、特別教育を受けた者でなければ、前記操作業務を行わせることはできません。

関係リーフレット
はこちら 

- ※ ① 貨物自動車に設置されたテールゲートリフターが対象（介護用の車両に設置の車いすを対象とする装置等は対象外）
② 稼働スイッチ操作のほか、昇降板のキャスターSTOPパーなどの操作、昇降板の展開・格納の操作もテールゲートリフターの操作に含まれる。



- 1 実施日 ① 実施日 申込書のとおり
1 場 所 ② 場 所 当協会講習場（佐賀県小城市三日月町堀江1721 電話 0952-37-8277）
2 定 員 40名（ 定員になり次第締め切ります。）
3 講習科目・講習時間

講 習 科 目	講習時間	時間
① 関係法令	0.5	9:00
② テールゲートリフターに関する知識	1.5	}
③ テールゲートリフターによる作業に関する知識	2	
④ 【実技】テールゲートリフターの操作の方法	2	16:15

（休憩時間は、1時間ごとに5分間 昼休憩時間は、50分間）

※施行日時時点で6月以上の当該操作業務従事歴がある者を対象とする免除の取扱いはいたしません。

- 4 受講料 （※会員は、当協会に入会し年会費をお支払いいただいている事業場様です。）

- 会 員 12,540 円 （テキスト・資料代金は無料。受講代金のみ） ※消費税1,140円含む。
- 一 般 14,740 円 （テキスト・資料代金 990円含む） ※消費税1,340円含む。

- 5 申込方法

所定の申込書に必要事項を記入し、次の方法によりお申し込みください。

【申込に必要なもの】

- ① 申込書兼受講票 ② 受講料
③ 本人確認書類（自動車運転免許証など）の写し [詳細は「申込書兼受講票」に記載あり]

- (1) 持参の場合：当協会窓口に「申込に必要なもの」を持参してください。
(2) 郵送の場合：現金書留封筒に「申込に必要なもの」を同封し、下記あて郵送してください。
〒845-0031 佐賀県小城市三日月町堀江1721番地 （一社）佐賀県労働基準協会
(3) 振込の場合：「申込に必要なもの」①と③をFAXかメールで送付後、次の口座に振り込んでください。
（※ FAXは、高画質で（解像度を上げて）お送りください。）
（※ FAX、メールで本人確認書類の写りが悪い場合、郵送をお願いすることがあります。）

[振込口座]	佐賀銀行 水ヶ江支店 普通 1026652	（一社）佐賀県労働基準協会
--------	-----------------------	---------------

※ 適格請求書発行事業者登録番号 T6300005000091

当協会ホームページの [ネットから講習申込](#) から、申込書を送付出来ます。

[佐賀県労働基準協会](#) [検索](#)

FAX 0952-37-8278

Email kosyusakikyo@lib.bbiq.jp



- 6 注意事項

- (1) FAX、メール等で申込書を受付けた段階で、仮受付となり、席をお取りします。入金確認後に「本受付」となります。
(2) 本受付後に、頂いた申込書兼受講票に受講番号を付し受講票とし、地図・用意する物等の注意事項とともにお送りします。受講料の入金について、適格請求書等に該当する領収証を同封します。
(3) 空き席がある場合でも、原則、3日前までにお申し込みください。
(4) テキストは当日、配布します。